

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成29年11月21日 01時00分ごろ
発生場所	香川県高松市高松港 高松港玉藻防波堤灯台から真方位213° 300m付近 （概位 北緯34° 21.5′ 東経134° 03.0′）
事故の概要	漁船蒼蒲丸は、帰航中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	平成29年12月5日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 蒼蒲丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	KA3-17017（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に凹損 防波堤 コンクリート部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、高松市高松漁港に向けて帰港する目的で、法定灯火を表示して約7ノットの対地速力で自動操舵により東南東進していた。</p> <p>船長は、操舵室の椅子に腰を掛けた体勢で操船に当たっていたところ、衝撃を感じ、船首部が「高松漁港北東方の高松港玉藻地区玉藻防波堤」（以下「本件防波堤」という。）に衝突したことを知った。</p> <p>船長は、本事故時、操業中にえび漕ぎ網の曳綱（ワイヤ）が切れて同網を失くしていたので、今後の対応について考えごとをしていた。</p> <p>本船は、自動操舵で航行する際、設定した針路から僅かに左方へ変化する傾向があった。</p>
分析	本船は、高松漁港に向けて帰航中、船長が、考えごとをしながら操船に当たり、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、設定した針路から僅かに左方へ変化する自動操舵装置の傾向により、本件防波堤に向かって航行していることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、高松漁港に向けて帰航中、船長が、考えごとをしながら操船に当たり、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、本件防波堤に向かって航行していることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 操船者は、操船に集中して常時適切な見張りを行うこと。
- ・ 自動操舵装置は、適切な状態に整備して使用すること。